

社会福祉法人真澄会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真澄会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬及び賞与、その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等(宿泊費を含む)の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬(賞与、退職慰労金を含む)
 - (2) 非常勤の役員 報酬(退職慰労金を含む)
 - (3) 評議員 報酬(退職慰労金を含む)
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。
- 3 理事長及び業務執行理事には、会議報酬を支払わないものとする。
- 4 退職慰労金は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、2ヶ月以内に支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬及び退職慰労金は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,220万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 この法人の常勤の理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表1に定める額とする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表1に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 理事、監事及び評議員の費用弁償は、別表1に定めるとおりとする。

(兼務理事)

第6条 法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(支給の方法)

第7条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費は除く。)は、毎月25日に支払うものとする。

なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(支給の形態)

第8条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の変更)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。

2. 平成14年8月9日制定の社会福祉法人真澄会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。
3. 平成30年6月19日第2条(2)(3)及び第3条3項、4項を追加、第4条1項を一部改正、2項を削除、別表1を改正し同日より施行する。
4. 令和7年年6月18日第3条1項2項を一部改正、第4条、第7条、第8条を追加し同日より施行する。

別表 1

1 理事長、業務執行理事の報酬及び賞与

報酬	理事長	月 額 450,000円
	業務執行理事	月 額 400,000円
賞与	理事長	7月の賞与 報酬月額 × 1か月
	業務執行理事	12月の賞与 報酬月額 × 1か月

2 会議報酬

理事会、評議委員会等への出席	1回につき10,000円 (所得税等を控除後の金額)
----------------	-------------------------------

3 退職慰労金

理事長	最終報酬月額 × 在任年数 × 係数
業務執行理事	最終報酬月額 × 在任年数 × 係数
理事、監事	会議報酬 × 在任年数
評議員	会議報酬 × 在任年数 × 0.5

※ 在任年数は、1ケ年を単位として1ケ年未満は1ケ年に切り上げる。

※ 会議報酬は、在任した年度ごとの報酬額とする。

4 役員等の費用弁償

鉄道・船賃 航空賃	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
現に支払った 旅客運賃表によ る	37円	2,200円	13,000円	2,200円